

お店を開業したい皆さまへ！

大月市

令和元年～3年間限定

空き家店舗活用事業補助金

が創設されました！



空き家や空き店舗への
出店に…

店舗改装費・店舗賃借料が
最大54万円補助されます

大月の空き家・
空き店舗で
あなたのお店
をオープンして
みませんか。
応援します！

【お問い合わせ先】

大月市 産業建設部 産業観光課 産業振興担当

〒401-0015 山梨県大月市大月町花咲1608-19

TEL:0554-20-1857 FAX:0554-20-1533

E-MAIL:sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp



空き家や空き店舗を利用して
新たに大月市内に出店する方を応援します

令和元年～3年間限定

大月市

空き家店舗活用事業補助金 が創設されました！

対象事業者



- ・空き家や空き店舗を継続して2年以上営業する者
- ・小売業、飲食店その他サービス業
- ・週4日以上、1日5時間以上営業する者
- ・市内の店舗を廃業又は休業し店舗を移転するものでないこと
- ・その他要綱で定めていること

対象空き家・ 空き店舗



- ・入口が道路又は歩道に接している建物の物件
- ・商業用に利用されていた施設で営業終了から半年以上経過している物件や年間を通して使用実績がない住宅で今後店舗として改修されるもの（倉庫及びプレハブ等の簡易的な建築物は対象外）

【補助の対象と補助金の額】

- ・改修等に要する経費
経費の1/2 限度額30万円（創業時のみ）
- ・店舗賃借料
賃料の1/2 限度額2万円／月（最長1年間）



【お問い合わせ先】

大月市 産業建設部 産業観光課 産業振興担当

TEL: 0554-20-1857

E-MAIL: sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp